平成２９年（フ）第２０６号
熊本市南区南高江３丁目５番90号　ＶＩＥＮＴＯ南高江302
債務者　井崎　和也
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
和歌山県有田郡有田川町大字清水366番地１清水団地５号、前住所大阪市住吉区殿辻２丁目２番27号　野村ビル503号
債務者　今西かおる
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
和歌山市西浜924番地１　紀州コーポ27号室、前住所和歌山市土佐町３丁目48番地72
債務者　奥村　駒子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３号
和歌山県岩出市山503番地の３　グリーンフルふたば103号
債務者　福岡　憲子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＡ－102
債務者　砂川　吉藏
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２５号
北海道岩見沢市栄町３丁目14番13号　桑村方
債務者　田島　典子（旧姓桑村）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６７号
北海道登別市美園町６丁目24番地４
債務者　仙北ちひろ（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
滋賀県愛知郡愛荘町市1702番地　ハッピーガーデン101号、前住所滋賀県東近江市妙法寺町1503番地１
債務者　杉本　博之
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５７３号
福岡市西区小戸１丁目35番２－305号
債務者　坂口　久代
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６６号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目121番地502号室
債務者　平井　　孝
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７１号
福岡県筑紫郡那珂川町道善２丁目78番地　レジデンス渡辺Ⅲ103号
債務者　福岡　秀美（旧姓小池・江島）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７８４号
福岡市博多区諸岡３丁目19番13－304号
債務者　酒井　　維
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９０号
福岡市博多区東雲町１丁目４番12号
債務者　一野　真治
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０９号
福岡市西区下山門団地８番103号
債務者　三亀　君子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８１７号
福岡市中央区天神５丁目５番13号
債務者　マスロフ・セルゲイ（ＭＡＳＬＯＶ　ＳＥＲＧＥＹ）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３４号
福岡市南区柳瀬１丁目６番20号
債務者　若杉千代子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５０号
福岡市博多区竹下４丁目４番６号
債務者　大川　嘉久
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部